

平成24年11月9日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後2時0分

○散会時刻 午後3時50分

○場所 全員協議会室

○出席委員（9人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○代理出席（1人）

雨宮英雄 議員

○欠席委員（1人）

高橋祐司 委員

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第17回代表者会議における合意事項……………	1
(1)議会広報特別委員会設置について……………	1
2 検討・協議事項……………	1
(1)議会の機能強化について……………	1
(6)議会基本条例について……………	33

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第18回調布市議会改革検討代表者会議を開催いたします。

本日は、高橋委員さんから、都合により出席できず、雨宮副幹事長さんが代理出席するというお届けが出ておりますので、御報告申し上げ、御了承をお願いいたします。

初めに、伊藤座長から挨拶をお願いします。座長、お願いします。

○伊藤座長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、こうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは、前段で幹事長会議、そして議会運営委員会という2つの重要な会議を経ての3つ目の会議ということで、それぞれ出席されている方には、大変お疲れさまでございます。

きょうは18回の代表者会議ということになりますけれども、残された案件を1つでも前へ進める気持ちを私は常に強く持っているところでございまして、どうぞそうしたことをお酌み取りいただきまして、活発な議論をいただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、第17回代表者会議における合意事項を議題といたします。

前回、第17回代表者会議で了承されました合意事項の確認ということで、合意資料12をお配りしてございます。御確認をお願いいたします。

内容は、現行の市議会だより運営委員会を拡充し、議会の広報に関することなどを協議していく新たな議会広報委員会を設置していくことを了承し、そのため、市議会だより発行規程を廃止し、議会広報委員会要綱を設置していくことを合意内容としています。御確認ください。

次に、日程の2、検討・協議事項に入ります。

(1)議会の機能強化についてを議題といたします。

○伊藤座長

権能強化。

○川畑副座長

失礼しました。権能強化について……機能強化について議題といたします。

○伊藤座長

日程には権能。

○川畑副座長

日程には権能と書いてあるかもしれませんが（「機能です」と呼ぶ者あり）。機能の間違いでございます。日程のほう、訂正してください（「こっちが間違っているの」と呼ぶ者あり）。はい、日程のほうを機能強化にさせていただければと思います。失礼いたしました（「こっちも権能になっている」と呼ぶ者あり）。そちらも機能強化です。少々お待ちください。

○伊藤座長

整理して（「縦は機能だけど、横は権能です」と呼ぶ者あり）。

○川畑副座長

整理いたします。機能強化に統一してください。失礼いたしました。機能強化です。

前回の協議におきまして、行政への監視機能強化、政策提言機能強化、議員研修、1日1常任委員会開催と特別職出席要請、予算、決算における特別委員会の設置の提案につきましては、提案者からそれぞれの提案説明をいただき、行政への監視機能、政策提言機能及び議員研修までについて意見を交換されております。

本日は、最初に前回意見交換されました事項について座長から提案をお願いしたいと思っております。伊藤座長、よろしく願いたします。

○伊藤座長

それでは、行政への監視機能強化、政策提言機能強化。最初に、前回、小林委員さんから提案されました、ただいま申し上げました行政への監視機能、そして政策提言機能強化についてでございます。

提案の説明をお聞きいたしますと、今後の議会のあり方としては、市長等執行機関と緊張ある関係を保ち、監視機能を強化するとともに、市の政策等を市長等に提言していく必要がある。そのためには、議員の調査・研究能力の向上を図るための議員研修の充実、または議員立法・政策提言等を支える政策法務に精通した事務局体制の整備、議会費の予算も議会側で編成ができるような体制等が望ましいなどの提案がございました。

また、大河委員、ドゥマンジュ委員さんからは、議員研修等の充実の提案もあったところでございます。

こうした提案説明を踏まえて、これらの提案に対する私の考え方を話したいと思っております。

これらの提案内容を分類させていただきますと、いずれも議会の機能を強化する提案内容となっていますことから、議会機能の強化を図る観点からの提案といたしたいと思いません。

議会機能の強化といたしましては、今後の議会は、1つ目に、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものといたします。

2つ目に、また、行政運営の水準の向上を図るために、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うよう努力する。

3つ目に、そのために、政策提案や政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査や研究を行うための研究会を設けたいとも考えています。これは、その時々課題に応じて議長判断によって設けていくものとするつもりでございます。

4つ目に、議員研修につきましては、これまでもさまざまな議員研修会を実施しておりますが、議員の政策形成や立案能力の向上等を図るためにも、議員研修の充実と強化を図ることは重要と考えておりますので、議会機能の強化に結びつけていきたいと考えています。そのために、必要に応じて各分野の専門家やその他有識者との研修も今後考えていきたいと考えているところであります。

5つ目に、さらに、これら議会機能を強化するため、議事機関としての機能を確保するためにも、必要な予算の確保に努めていきたいと考えています。

6つ目に、議会事務局の体制整備についても、議会の政策立案機能を充実させ、かつ円滑・効率的な議会運営を行うためにも、事務局の調査、政策法務等の充実を図っていききたいと考えております。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長から行政への監視機能、政策提言機能及び議員研修についての提案がございました。御意見を皆さんからお伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。どうぞ。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

前回の会議で議論したことが、今、座長のほうからまとめた形で提起されたということについては、大いに歓迎をしているところなんですけど、きょうは仕方ないにしても、これからのいろいろな形で、いわゆる座長提案なり、まとめなりというものがかかなり長文にわたって読み上げられることが、これまでもありましたし、できれば後日でもいいし、同日の机上配付でもいいし、同日配付でもいいんですけど、要するに座長の発言が文書として残るような形をとってもらえないかなと思って。

今、一生懸命メモをとっているんだけど、必ずしも一言一句、とり切れないんですよ。やっぱり事柄の性質上、相当慎重に言葉自体を精査しなきゃまずい部分も出てくると思いますんで、ぜひその点についての取り扱いをお願いしたいなと思いますが、どうでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

もちろん、今説明をしていることについてだけでなく、考え方としていろいろな発言を私もしています。これからもするつもりでいます。その中において、皆様方から前回説明、もしくは意見交換をされている中で、私なりにまとめさせていただいたというのが、今お話をさせていただいた内容であります。

つきましては、同日配付は、実は中身においては、発言するほうも微妙な部分が出てまいります。ですから、できれば会議が終わった後、なるべく早い段階での要約筆記に近い部分での配付ということで御理解いただけませんか。

○雨宮〔幸〕委員

今の回答でいいと思いますけれども、できるだけ、可能な限りでいいんですが、早い時期にということでもよろしくお願いします。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

座長からの御提案を基本的には受けとめているところではございますけども、幾つか確認がてら、ちょっと伺いたいところがございます。

条例提案、修正を努力すべきというお話で、我が会派としては、これまでも予算の修正案等を出したこと、また、出そうとしたことについては、前回の会議においても大須賀委員のほうからも説明があったところがございますけども、これまで以上に努力するとか、今までも全くやっていないというわけではないので、文言がどういう説明だったか私も聞き取れていないんですけども、これまで以上に取り組んで——これまで以上にとりか、今までもやっているんですけど、文言をもう少し考えていただければなというふうに率直に思ったことが1つ。

それと、それに関連して、その後に調査、場合によっては研究会の設置というお話があったかと思うんですけども、これはどういうことなのか。合同で取り組めるような、条例とか、そういうものであれば研究会というのものもあるのかもしれないけども、当然、

それぞれ会派を組んで、政策も方向性も違う中で修正、もしくは条例提案を行う場合、合同設置というのは難しいわけですから、調査・研究会の設置というのは、もう少し具体例も含めて御説明をいただければというのが1つです。

その後、必要予算の確保に向けて云々という話がありました。そのさらに後に、事務局体制の充実、政策法務等の充実を図っていく、これは大賛成なんですけど、こういったことが背景にあるのかと思うんですが、必要予算ということ座長のほうとしてはどういふ点で考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお伺いできればと思うんですが。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

幾つかお尋ねがありましたけども、1つずつ私の今の考えを申し述べたいと思っておりますが、まず研究会云々の立ち上げということでありまして、例えば大きな課題を議会として問題提起しなければならないとき、もしくは、場合によっては議会として条例提案を出したいとき、基本的には全会一致が望ましいわけでありまして、そうした中においての研究を全員で、それぞれの会派の代表者の方だけかもしれませんけれども、調整をしながら、研修をしながら、前向きに成就させていく、そうした努力も必要だろう。

もう一方、こういうことは余りいいことではありませんけれども、仮に百条委員会などの委員会が設置されるという事態になったときは、また別に各会派との調整を含めて研究会を設けなければいけないだろう。そんなことも前提の中にあるところでございます。

研修については以上でありますけど、あとは事務局体制の問題ですけれども、もちろん御存じのとおり、議会として人事権を持っているわけではありません。しかし、議会事務局の機能の強化を図るために、現行の人数をプラスして法務、もしくは財政を含めてプロフェッショナルをそこに置くことは大変限度があるだろうと一方では思っています。

ですから、議会として、例えばの例で申し上げますと、議長会などを通じて、広域的に26市の市議会の全体の議長会の中で事務局体制、そこに財務担当、もしくは法務担当の職員を置いて、こちらのほうに出向して来ていただけるような状況、環境、そうしたことを整えるのも1つの方法であろうというふうにも思っています。

もう一方は、市の職員に、議会事務局の仕事もその担当者がしていただけるという環境を整えることを市長に議会からお願いをするということでもあります。これは今、ここでは具体的に申し上げるわけにはいきませんが、人事権がありませんので、議会の担当として何らかの職務、それには特に法務、財務に対しての職員を、議会事務局にはいないんですけども、併任でお願いするとかいう考え方も一方ではあるのかなというふうにも今考えていると

ころです。

以上です。

○川畑副座長

林委員、よろしいですか。

○林委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私もちょっとお聞きしたいと思います。というのは、1つは、つい最近、多摩市が議会の中で、きょうはたまたま毎日新聞で、逆転議会ということで事業評価をしたという話で、行政側がそういう評価というのは議会としての統一見解や明確な意思を示してほしいというふうなやりとりがあったようでございます。

あと、もう一点、市議会議長の報告のパネルディスカッションを読みますと、金井先生は、政策の中心というのは首長と行政とに位置づけし、議会はその政策形成の主役ではない。しかし、江藤先生は、そういう面では、議会というものはやはり合議制をしながら切磋琢磨し、しっかり政策立案をしていくべきだという2つの異なった意見があります。

今の座長の御説明を聞いていると、いただいているほかの文書を見ても、どちらかという江藤先生の言う議会というものがかなり主体的にやっていくという話ですので、であれば政策研究会というのは、かなり大きな意味を持っていくのかなというふうに思いますので、果たして議会というものについて、政策というものをどのぐらい評価してきちんと提言する機関だというふうにうちの議会が位置づけていくかということに随分大きくかわってくるのかなと思いましたが、今の座長の説明は、ある意味では抽象的な感じがしましたが、これからかとは思いますが、その辺について明確にしていく必要があるのかなと思います。

そうしないと、林委員さんがおっしゃったように、多様な考え方の集団である中での機関としての意思統一をして行政側と対峙をしていくのかということが、今後かなり問われていくのではないのかなと思いましたが、そういったことに対して、私は、座長は多摩市の例を見てどのような御見解を持ってお話をされたのかなという点がちょっと気になったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今、私の説明の中には多摩市の事例は挙げていませんが、私ども調布市議会として、議会の中において、それぞれ案件が発生したとき、もしくはそういう声があったときに、随時そうした研究会を立ち上げる。そのことによって案件を処理していくことも大事なことであろうということをお知らせしたつもりでありまして、一方、多摩市の今の逆転議会云々という報道もありましたけども、そのことに関しては、私から今ここでコメントすべき立場ではないと思っています。

以上です。

○大河委員

そうしますと、政策研究会というのは、最終的には議長がという話がありましたが、それなりに多数を占める意見が出てきた場合は、しんしゃくして、できるだけ積極的に設置していくという考え方に立ってお話をされたということの認識でよろしいのでしょうか。

○伊藤座長

おっしゃるとおりの部分であると理解していただいて結構だと思いますが、まずは基本的に議会基本条例を立ち上げるときに、こうした内容も方向性として示しておく必要があるだろうとも思っています。ですから、常時、調布市議会○○研究会というものを立ち上げておくのではなくて、事案が発生したときに、そうしたものをつくることを明確にしておくということだろうと思いますね。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。小林委員。

○小林委員

議員研修並びに事務局の整備体制について御提案させていただいて、座長案でそれに充実をされるというお話でございました。よろしいかな——よろしいというか、お願いしたいと思います。

そのための予算確保というか、特に私、具体的に研修等について、今、2年に1回ですけども、1年に1回ということをお提案させていただきましたので、予算確保について頑張っていていただきたいかなというような希望的観測ですが、お願いしたいなという思いがしているんですけど、どうでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

ついこの間行ったことでありますから、議長会のフォーラムがありまして、私どもも約半数の議員がそこに参加しています。そのことを考えてですけれども、以前は都市問題会議もありまして、両方、研修として全議員が参加できるようにしてほしいという御提案だというふうにも理解しています。これは昨年から2年に1回、議長会フォーラムに全議員が参加することとなったところでありまして、都市問題会議の参加については、現在も参加を希望すれば、それぞれ政務調査費などを使いながら参加が可能となっているところがあります。

次年度、もしくは次々年度に向けて、そうした意向は、基本的には現行どおりでまいると思っていますけれども、なおそうした研修が、別なフォーラム以外も含めて、研修会として大きな研修に出るだけじゃなくて、私どもの議会としての研修会、そのことも重要視してまいると思っていますので、ぜひその方向で具体的な事業を行っていただければと考えていますから、どうぞ御理解いただければと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

先ほど林さんのほうから提起された提案、議会としての、あるいは議員としての提案の件なんですが、私は同じく議会側というか、議員側から出す提案でも性格的に二通りあるんじゃないかと思うんですよ。

つまりそれは、まさに議会として、あるいは議会の中の複数の会派なりが合意できて、そういう形で提案できる場合と――まさに基本条例なんかはそういうふうなことになると思うんですよ。それは執行部に対する提案であってもね。

それから、もう1つは、林さんが一番最初に冒頭に言われた、要するに会派として、今、自治法上は12分の1でしたっけ。提案権が保障されているわけだから、それはその形で活用というか、適用することだって当然あり得ると思うし、それは保障しなきゃならないというふうに思っているんです。だから、そういう意味でいうと、二通りというか、2本立てでいいんじゃないかなというふうに思いますけどね。だから、一切縛りをかけないという形で考えればいように私は思いますけど。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

座長から議会の機能強化についてお話がありました。特に議会事務局の法務と財務の強

化について大いに期待したいと思っています。

今後の課題として、正・副議長にお願いしたいことがあるんですが、議会事務局の人事についてです。座長からお話がありましたように、事実上、議会事務局は、独立機関といえども市長部局が人事権を持っていますよね。市長部局から議会事務局に出向というところは市長の人事で、議会事務局に来てからどこの職責に任命するかは議長が任命権者ですけども、その段階で、実際どこの職責かというのは事実上決まっていますから、そこでどうのこうのできないと思うんですね。

そこで、議会事務局の人事についても、私は一定の事前調整が理事者側と市長部局とあってしかるべきだというふうに実は考えています。ところが、過去、私が議長のときですけども、議会事務局長人事が、事前に何ら知らせないまま、当人から実は3月20日過ぎに聞いたことがありました。

議会事務局長と言えば議長の片腕ですよ。そのとっても大切な人事が、市長部局から何ら議長に調整も相談もないまま決められていたのは、私、非常に理解しがたかったんですが、ただ、皆さん御存じのように、職員人事はAからB、BからC、CからDというふうにそれぞれ関連して動いていきますから、そこがもしだめということになると、かなりのことになってしまいますので、そこで私も仕方がなく、結果的には了承しましたけども、こういうことが私はあってはいけないと思うんですね。そういった意味では、来年の春の人事も控えていますので、もちろん年度内の人事もあるかと思うんですね。

少なくとも議会事務局の人事については、正・副議長にきちんと事前に調整、相談があるべきと私は思っていますので、その辺は今後強く、当然、市長部局にお願いというか、要求することだと思っていますので、その辺についてお願いしたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

御意見として承ります。ほかに御意見ございますか。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

事務局体制を充実強化するということについては大いに賛成なんですが、その場合に、当座の問題として一番措置しやすいのは、先ほどの提案にもあったように、市の職員、市長の補助職員ということになると思いますけども、ただ、特に財務と立法法務ということに限定した場合に、余り国の官僚に例えることをするつもりはないんですが、現場で政策形成なり何なりしているスタッフですから、そういう人を補助スタッフにお願いする場合には、実際の運用上の距離感は保っておかないと、条例をつくったりなんかするとき、何かうまく言いくるめられて、市長の思惑のほうに行ってしまうみたいな、そこはちょっと

気をつけたほうがいいのかないかなという感じがします。

○川畑副座長

御意見ですね。

○雨宮〔幸〕委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございませんか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

課題ごとに調査や研究会を立ち上げるということは私も提案していましたが、これが座長提案で出されたことは評価するところなんですけど、その時々で議長が設けるということでしたけれども、議長が最終的には設けることになるでしょうけれども、そこに議員の要望とかというのはどのような形に入るんでしょうか。それはまず議運で話され、そこでやろうということになるのか、そのところは具体的にはどのようにお考えでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

直接、議会運営に及ぶ前の段階ですから、まずは幹事長会議でそれぞれ、例えば発案していただいて、皆さんの議論を集約しながら、最終的にこれは設置したほうがよかろうと判断したときには、そのときの議長が判断し設置する、このような運びになると思いますよ。ですから、例えば1つの会派から議長に申し入れがあって、じゃ、つくろうかという、そうした軽いものではないと思っています。

以上です。

○ドゥマンジュ委員

私もそのような方向が望ましいと思いますので、それは理解します。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ほぼ意見も出尽くしたようでございます。座長の今のことにつきましては、提案のとおり御了承をお願いします。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

それでは、次の議題に入ります。

次に、雨宮委員、大河委員、ドゥマンジュ委員さんから提案されました1日1常任委員会の開催提案について協議に入ってまいりたいと思います。

この説明は既に前回終わっておりますので、1日1常任委員会の開催につきまして、御意見がございましたら、皆さん、挙手にて御意見、そして質問等をお願いしたいと思います。それでは、お願いいたします。ございませんか。林委員。

○林委員

1日1常任委員会は、元気派さん、ネットさん、たしかお2人ともおっしゃられていたんですね（「共産党さんも」と呼ぶ者あり）。共産党さんも？

○川畑副座長

はい、そうです。

○林委員

では、お三方にそれぞれ伺うような形になるのかな。もし仮に1日1常任委員会を実施した場合、年間4定例会ありますけども、議会日程等についてはどういうスケジュール感を持っていらっしゃるのでしょうか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

ほかの場所に出てくる提案、あるいは後半で議論する基本条例なんかの中にも出てきますけど、通年とは単純に一気に行かなくても、会期日数は相当程度、現状よりも延長してもいいんじゃないかなという考え方を持っています。

繰り返しになっちゃいますけど、前回もお話ししたように、やっぱり1つは、全議員が、特に委員を持っていない常任委員会の様子を見るということも必要だし、場合によっては、この間も言いましたけど、委員外議員発言というふうなものについても、乱発しろという意味じゃないんですけど、制度的に担保していく上でも1日1常任委員会というのがいいんじゃないかなと。

それから、もう1つ、あえて言えば、常任委員会のインターネット中継のことも取り沙汰されているじゃないですか。そうなってくると、4常任委員会並列で同時開催すると、システム的には4セットつくらなきゃならないという話になって、いわゆるコストパフォーマンス的にはどうなのかなという疑問が私はあるんです。そこら辺はね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今、雨宮委員さんの発言がありましたけど、私は本来、委員会というのは説明員の同席を求める場合もあれば、これから自由討議になってくれば、必要に応じてということになってくることもあると思いますので、理事者側を常に拘束しなければいけないという考え方にずっと立っていく必要性はないのではないかというふうに思っている点が1点です。

ただ、今、雨宮委員さんがおっしゃったコストパフォーマンスということがありますが、思った以上に、案外安価で中継ができるということもありますから、そういう点はどうかと思いますけど、これから会期の問題も出てきますが、そういった点も含めれば、やはり1日1委員会開催し、それぞれ議員も十分納得した中での委員会審査というものを進めていくのが将来的には望ましいのではないかという考え方を持っております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私、ほかの自治体の議会での予算特別委員会とか決算特別委員会があるところを聞くと、かなり長い会期でやっているようですね。ですので、1日1常任委員会になると、それだけ会期が延びることになりますけれども、それによって全ての議員が自分の委員以外のところの状況も把握できるということは、やはり利点が多いと思いますので、会期は延びることになると思います。

○林委員

ありがとうございました。会期が延びることによるメリットとデメリットというものをできればもう少し整理して、1日議会が開催されると、例えば幾らぐらい費用がかかるかとか、費用的なものも含めて、あと審査項目とか、私たち議会は、議論を尽くして結論を出していかなきゃいけないわけですから、会期が延びることによって、どういうメリット、デメリットが出てくるかとか、もう少し整理立てて御説明いただければなという率直な感想を持ちました。

あと、ネット中継、4回線必要だというお話もございましたけども、逆にネット中継があるからこそ、1日、今のように同時開催をしてもそれぞれが確認ができるということにもなるのではないかなというふうに思いながら聞いておりました。

あと、委員外発言というものですけども、地方自治法の第5節の第109条、常任委員会のところには、常任委員会の重みというもの——常任委員会のことが記されていますけども、少なくとも常任委員会での議論をし尽くすというのがまず先決になるかと私は思い

ますので、委員外発言云々というのはちょっといかがなものかなと思って聞いておりました。

とりあえず以上です。

○ドゥマンジュ委員

今、林さんのほうからデメリット、メリット、費用というところでは出されましたけども（「例えば」と呼ぶ者あり）、例えばですね。委員会の費用というのはどのぐらいかかっているのでしょうか。ちょっとそのところは事務局にお尋ねしたいんですが、委員会での費用というのはどのぐらいかかっているんですか。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員の御質問の趣旨は何に対してですか。人件費ですか。総体的なものなんでしょうか。

○ドゥマンジュ委員

全部に、その委員会にかかる費用という。私、メリットのほうについては考えられるんですけど、デメリットで費用というところでは、どのようなデメリットがあるのか、私、今わかりませんので、そこを詳しく聞きたいんですが。

○川畑副座長

大河委員、どうぞ。

○大河委員

先ほども、私もちょっとお話ししましたがけれども、理事者側を拘束するということが人件費の問題も非常に大きいのではないかなというふうに認識されていると思いますが、そういう改善の意味からしても、要するに委員会というのは、説明員の出席を求めていますという話ですので、本来、委員同士がこれからしっかり自由討議していくということがありますので、必要に応じて出席を求めるということで、必ずその時間拘束するということが変わってくれば、心配されることは、私は随分軽減されるのではないかなというふうに思っております。私たち議会の委員会での議論のありようとか、そういったものを見直しも含めて、これはやっていかなければいけない提案だというふうには承知しておりますけれども、そういった本来の委員会としての質疑というものを充実させていけば、御心配のものについてはかなり軽減できるのではないかなというふうに私は思い、提案をさせていただいております。

○川畑副座長

ほかに質問ございませんか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

やっぱりわからないんですが、理事者側が出ることで人件費がかかるということですけども、今までも同時に開催されてもそれは同じですよ。それをそれぞれに分けてやるということでどうしてふえるのがちょっと理解できないんですけども、いかがですか。どなたに答えていただければいいのかわからないんですけど。

まず、林さんがデメリットとして何か想定されるようなことがあるのであればちょっとお尋ねしたいんですが。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

私が伺っているんですよ。ドゥマンジュさんが、この件に対して御提案されるに当たって、メリット、デメリットを整理して御提案をいただきたいというふうに私が申し上げたんであって、逆にデメリットをあなたはどう考えますかと言う前に、御自身がやっぱり調べられてお答えされるのが私は先決だと思いますけど。私自身は、自分自身で整理しているつもりですけども。

○ドゥマンジュ委員

では、ぜひそれをお聞きしたいんですが。

○川畑副座長

ほかに質問ございませんか。井上委員。

○井上委員

1日1常任委員会の件なんですけれども、これ、恐らく、多摩26市全部調べたわけじゃないんですけども、基本的に1日1常任委員会をやっている議会というのは、予算、あるいは決算の特別委員会を設けて、1週間とか10日なり、その議論をやりながら、その他の議案について常任委員会、大体1日とか、多くても2日ぐらい、私が調べた感覚だとそういう形なんだろうというふうに思うんですけども、この議論は多分この間も実はあったと思うんです。予算についても調布スタイルというのが、各常任委員会できっちりと、じっくりと4日間、あるいは5日間かけながら、その所管事項について議論をする、それは持ち時間云々ということではなくて、しっかりとその中で議論ができるというメリットがある反面、全体の部分だとか所管外のところについては議論できないよねというようなメリット、デメリットについては、この間も議論があったかと思うんです。

その中で、1日1常任委員会やりますか、やりませんかという今の議論でいくと、会期にしても、じゃ、単純に今の予算、決算の委員会の方式でやっていくと、例えば1常任委員会5日間という話だと20日間ですよ。20日間という話だと、恐らく委員会だけで1カ

月というような話になるでしょうし、だから、その辺が予算・決算特別委員会を設置して1日1常任委員会という話なのか、あるいはそうではないのかとか、その辺というのは、どういうふうにお考えになって提案されているのでしょうか。

○川畑副座長

提案会派の方。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今のように委員会に付託して事業を細かく見るというやり方は調布のすぐれた点であると思いますので、私は予算特別委員会ですとか決算特別委員会のない形で、今のでやるのが、今のやり方を崩さないという点ではいいのかなと思っています（「拍手しちゃうよね」と呼ぶ者あり）。

○ドゥマンジュ委員

いや、今の形というのは、そうじゃないですよ。ちょっと誤解があったのかもしれないですね。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員、どうぞ。明確にお願いします。

○ドゥマンジュ委員

今の形を崩さないというのは、委員会に付託して、その部分でしっかりと見ていくという形を崩さず、それを1日1常任委員会でやるという形で申し上げました。予算とか決算特別委員会をまた新たにつくるということではなくということ（「次の項目」と呼ぶ者あり）。今、御質問があったので、そことの関係ですよね。そうじゃないですか。はい。では、そのように考えています。

○川畑副座長

大河委員、よろしいですか。

○大河委員

予算、決算に入っちゃっていいんですか。

○川畑副座長

いえ、1日1常任委員会の話をしています。

今の井上委員からの御質問に関して、提案会派の方、ございましたら。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

予算、決算については後で議論になりますから、あえて言いませんけど、ただ、私は通常の予・決算を伴わない議案については、先ほどからずっと言っているように、要するにシーケンス、縦軸で、時間軸でやっていけば特段の弊害というか問題は生じないような気

がしていますけど。予算、決算についてはまたちょっと違った考え方があるから、それはそのときに言いますけど。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も今、雨宮委員さんも言ったように、それぞれ通常の常任委員会の際の案件というのがさほど多いわけではありませんので、日程的に非常に長引くという話でもありませんし、逆によその議会のいろんな意見交換すると、調布は大変短い、効率のいい議会運営ですぬというふうに言われることもありますので、調布がスタンダードでもないのに、そういう工夫をする余地が私はまだあるんじゃないかなというふうに認識しています。

○川畑副座長

井上委員、よろしいですか。

○井上委員

はい。

○川畑副座長

ほかに御質問、御意見ございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。はい、雨宮英雄議員。

○雨宮〔英〕議員

後の予算、決算の特別委員会の設置ということにどうしてもかまざるを得ないかなと思いますのは、ちょっと質問なんですけど、これ、4回の定例会全てについて、予算、決算の定例会のとき以外も1日1常任委員会という考え方でよろしいんですか。確認です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

私の考え方というか意見は、予算、決算はあくまでも別枠で考える。通常の議会というか、委員会運営については、今言われたように1日1常任委員会で運営していくという考え方です。

○雨宮〔英〕議員

わかりました。

○川畑副座長

ほかに御質問、御意見ございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

1日1常任委員会を開催すると、多少の会期延長じゃないですよ。例えば、予算、決算のとき、4日もしくは5日使いますけども、4日とすると、4日で終わるところが4掛ける4で16日間使いますよね。16引く4は12だから、12日間、会期延長になりますよね。もし5日とすると、同じ計算をすると、委員会審査のために15日間延長になるんですね。会派が1人の方は、ほかの委員会も見たいから私はぜひそうしたいという気持ちもわからなくないけども、4人以上いる会派は12日間、15日間、正直言って、結果的に間延びするという実感を私は持っています。

そういった意味で、2、3日ふえるというんじゃない。12日からもしくは15日ふえるということについてどのようにお考えなのかが1点と、それから私の個人的な感覚ですけども、今の委員会審査の時間が、もっと質疑したいという人が私はちょっと多いんじゃないかと思います。そうすると、例えば委員会が今後6日になる可能性がありますよね。そうなってくると、もっと会期延長になってきますから、そういうのを考えると非現実的というふうに私は判断しているんですけども、もちろん立場は違うから、会派の数が違うからそれはこっちから見ると非現実的なんだけども、大幅な会期延長についてはどのようにお考えでしょう。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

先ほども一言言いましたけども、通年議会という考え方もあるわけですよ。だから、一気にそこまでというつもりはないけれども、それにふさわしい会期が延長されても私は意味のあることだというふうに思っていますよ。

○川畑副座長

はい、小林委員。

○小林委員

うちが通年議会を提案していますんで、まだ今後その議論が出てくるとは思いますが、今のお話を聞いて、私は1常任委員会1日、それでもいいかなと。逆に言えば試行もありかなという、聞いていてそんなふうな感じはいたしました。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大須賀委員。

○大須賀委員

今の雨宮委員に対する意見ですけど、1日1常任委員会をやるかというポイントと、通

年か4回に分けて議会をやるかというのは、私、本質的に関係ないと思うんですよ。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

どうして関係ないか、ちょっと説明いいですか。

○大須賀委員

問題は委員会審査に何日かけるかという話がポイントでしょう。それが1年を通じてやるのか4回に分けてやるのか、それは本質的に私は違う議論だと思う。

○雨宮〔幸〕委員

通年議会にして、それで1日1常任委員会といたら、それこそごった煮しちゃっている話ですよ。会期問題が盛んに出てきているからそういう延長もありだよということを言っているだけで、別に今、大須賀さんが言われたような2つの問題を混同しているつもりは私は全くありません。

○大須賀委員

余りここでやりとりしても、そんな大したテーマじゃないんだけど、ちょっと視点を変えると、確かに会期延長をどうするかという話は聞いたけども、会期延長というテーマで言うと、通年議会にすればその問題は解決するのはそのとおりだと思う。

ただ、私が言いたかったのは、例えば1日1常任委員会にすると、今4日でやっている委員会は16日かかりますよと。結局12日延びるよと。5日にすれば15日延びますよ、それがポイントなんです。通年か会期延長か、会期延長はちょっと置いておいて、委員会審査が大幅にふえるでしょうということ。委員会審査の日程がね。

○雨宮〔幸〕委員

延べ日数では当然ふえるでしょうね。横体系から縦体系になるわけだから、それはそうなりますよ。そこはだから、まさに議会が果たすべき機能、権能の見合いの問題に逆になるんじゃないですか。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

今の議論を聞いていて、要するに現状の委員会のやり方が不都合なので、1日1常任委員会じゃないとだめなんだと。今の一斉のやり方はなじまないというか、早急に直すべきなのか、あるいは今後の議論としてこういう提案をされて、もう少し検討していくという部分なのか。

あとは1日1常任委員会だと、要するに行政をそこだけ拘束する形になりますよね。要するに職員を。要するに全体が議会ですから、議会中は休むなという話になっているわけです。それだけ拘束をしていって、逆に言えば職員、特に管理職の病等々も今総務で多いという話があるじゃないですか。という部分についても、これは逆に言えば、そこも配慮していかないと、議会だから会期——さっき言った通年議会と別よ——長くていいんだという話と、そこはもう少し議論していかなきゃいけない部分かなと今聞いていて思いました。

○雨宮〔幸〕委員

まさにそのとおりだと思うんですよ。例えば、説明員の出席の求め方についても、じゃ、果たして何十人もの管理職の皆さんを半日、1日、拘束しなきゃならないのかというのは、私、個人的には疑問を持っていますよ。だから、そうはいつでも厳密に1対1で対応するというのは難しいけど、議案に応じて必要な職員、説明員の出席だけを求めるような形に、それはむしろ議会運営上の改善点として、それを実際に、じゃ、あしたからこうやりますというのは簡単に出ないから、そういう点で言えば、さっき小林さんが言われたような一定の試行を繰り返しながら必要な改善を図っていくということはいいいんじゃないかなと思いますけどね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も試行が大事だという話がありましたけど、まさにこれから用意されている議会基本条例でも自由討議という議題が出てまいります。ですから、委員会も席の問題をどうしようかということをお大分議論してまいりましたけれども、議会としての意見をどう集約していくかというときに、やはり説明員は主ではないわけですから、議会としての結論を導いていく委員会の仕方ということに対して、これまでのあり方とは別な形に変えていくことが求められていると思います。

そういう意味で言えば、最終的には本会議場で議決をするわけですから、各議員がそれぞれの委員会の闊達な議論を聞いた後に結論を持っていくというありようというのは、私は議会としても非常に自然だと思いますし、やっぱり税金をいただいている私たちがどういう働きをしているか、内容を十分理解してやっているかということをお市民に伝えていく意味でも、今やっぴいこうとする改善の方向性は決して間違っていることではないと思います。やはり議論を積み上げていくということは時間もかかる。合意形成をするということは時間がかかるということだというふうに認識しております。

○小林委員

今、大河委員が自由討議の件、先ほどから言われているけど、この問題と1日1常任委員会の問題はやっぱりちょっと違うのかなというふうに、反論しちゃって申しわけないんだけど、それと一緒に考えないほうが。現状の中でも自由討議はやろうと思えばできるというふうに私は思っていますので、1日1常任委員会のところをリンクさせないほうがいいかなと。話が余計こんがらかっちゃうかなという気がしましたんで。

○大河委員

混乱を招いたようで失礼いたしました。ただ、やはりそういう関連に行われる委員会をそれぞれの議員が各委員会の内容を生でと言うとおかしいですけど、それがきちんと見てとれるということの可能性が、今の場合ではなかなか難しいということがありますので、やはり1日1委員会やっていくことで、それぞれの議論も見やすくなってくるんじゃないかなというメリットがあるということを強調しておきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大須賀委員。

○大須賀委員

提案会派にもう一点お伺いしたいんですが、1日1常任委員会開催と委員会に特別職が出席するということは不可分なんですか。それともそうじゃないんですか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

私も提案者の1人ですから。それは、その文書にも書いているように、必要なときは求めることができるという趣旨なんです。必ずということじゃなくてね。だから、これまでも説明員として出席していない人の出席を委員会の判断で急遽求めたりということは例外的にはありましたよね。だから、それを特別職という立場、ポジションの人にまで拡大するという考え方です。

だから、よく言われるんだけど、それ1つ認めちゃうと全てに適用されるみたいな話が時々出てくることもあるけど、そういうことじゃないですから。少なくとも私が考えているのは。だから、あえて言えば、それは当然、委員会に諮ってその委員会が必要と決定したときにはということですから。手続的にはね。

○川畑副座長

ほかに御質問ございませんか。——大分意見も出たようでございますが、ほかになければ座長のほうから何かございましたら。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、1日1常任委員会の開催、また特別職の出席という御提案であります。それぞれの委員さんのやりとりを今慎重に聞いていたところでもあります。私の考え方をここでお示しし、そして、その内容について議論が深まればなおいいかなと思っています。

まず、1日1常任委員会の開催と特別職の出席を求める御提案でありますけれども、議会運営上の効率化の上でも、従来どおり4常任委員会同時開催でお願いをしたいと考えています。

また、特別職の委員会出席についてであります。議会運営上、本会議では、総合政策市政の大局的見地から質疑、質問、答弁を行うことから、本会議の説明員も市長を初め、特別職等幹部職員の出席となっているところでもあります。

一方、委員会は詳細な審査を行うところでありまして、説明員は市長の補助職員のうち、部長以下の管理職となっており、委員会での発言は課長が中心となって説明、答弁を行っているところでございます。

本会議は基本的、大局的見地からの問題を、委員会は詳細な事項という区分により運営していくことが会議原則だと考えています。委員会に常時特別職を出席させるとなると、本会議と委員会の適切な議会運営を妨げる要因となることが懸念されるところであります。こうした理由から、特別職の委員会出席については、従来どおりといたしたいと考えています。

ただし、理事者側から申し出があれば特別職の出席を拒むものではない、このような解釈をしていただければありがたいなど。また、御理解いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長から提案がございました。御意見等ございましたら挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

今の提案というんですか、まとめといいますか、明らかに今までの議論を極端に言えば度外視したというか、特に特別職の問題については、さっきの議論の最後のときに大須賀さんのほうからも質問されて、常時じゃありませんよと。必要に応じてと、私、答えたばかりじゃないですか。それなのに、そのやりとりは全然度外視されて、無視されて、常時出席という提案が出てくること自体が私は非常に違和感を感じますね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も、この資料のところには特別職とありますけれども、先ほど雨宮委員さんがおっしゃったとおりな部分があると思いますし、それに詳細な議論という言い方をされましたけれども、例えば物によっては、政策的になぜその政策を立てたのかという話になると、これは特別職でないと答えられないわけですね。政策の議論というのは。ですから、物によっては、まさに委員会の中が全て細かい項目だけでなく、特に総務委員会の中で言えば条例やいろんな内容等に踏み込んだ話になってきたときに、意図した政策は、こういった意味があるのか、これは部長職では答えられない内容が必ずや出てくるわけです。そういった場合、やはり特別職の出席が当然必要になってくるわけですから、私は今言ったような分け方というのは、考え方としてはちょっとなじまないのではないのかなというふうに思います。

ですから、今後の話ですけれども、予特、決特の話にしてもそうですけど、国でもそうですけど、やはりそういうことを決めた方が答弁するときにはしっかり答弁に立っていかなければ、内容の政策議論を議会はするわけですから、その職責が果たせないのも、分け方とすれば、もう少し寛容な捉え方をされてもよろしいのではないかなというふうに聞いていて思いました。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今の座長の御意見ですけれども、効率化の上からでも今までどおりということですが、効率化だけで1日1常任委員会にしないということでは、議会改革のそもそもの意味合いからしても、そこは外れてしまうのではないのかなと思うんですね。議会改革は市民に開かれ、そして市民に議会としてしっかりと情報提供をしていくための改革だと思いません。

ですので、1日1常任委員会にして、全ての議員がほかの委員会のこともしっかりと見て、また、市民に聞かれればそれについてもちゃんと答えられるようにしていくということが、ただ効率化ということで、試行という意見も出されていましたが、積極的な反対の意見もこの場でも出されていたわけではないと思いますので、まずはやってみるというのでいいのではないのかなと思います。そこを今までどおり効率化ということだけではちょっとどうなのかなというふうに感じました。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。井上委員。

○井上委員

私の意見ですけれども、先ほど提案会派の方にも質問させていただいたんですけれども、次のテーマで予算・決算特別委員会の設置について議論されるんだらうというふうに思うんですけれども、その部分と1日1常任委員会というのは、私個人的にはやっぱり密接に絡んでくる問題なんだらうと。あわせて通年議会の考え方というのも出された委員の方もいらっしゃる。その中でいったときに、この常任委員会の開き方というのは、皆さん、考え方にかなり違いもあるでしょうし、少なくとも今ここで議論して云々というようなのは、私、今お話を伺っていて、多分着地点はないんだらうというふうに感じました。

その上で、私の考えとしては現状のとおりでよろしいのではないかとということで、座長の御提案に賛同するものであります。

以上です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

今、ドゥマンジュ委員さんのほうから明確な反対の論がないというお話もございましたので、改めて我が会派としての考えを述べておきたいと思っておりますけれども、基本的に座長の御提案でよろしいかと思っております。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

うちは、基本的には現状で問題なければ現状でいいと思うんですけれども、そういう皆さんの機運があれば試行もいいなということで先ほどお話ししました。先ほど井上委員さんから、他市で1日1常任委員会、こういうやり方をしているところは少ないんじゃないかというような提案のお話がありましたので、できればほかで、例えば1日1常任委員会をやっているところが26市の中でどのぐらいあるのか。その辺の調査なんかは、事務局ではしているんですか。していなければしていただきたいし、あと、またこの後段の次回の下のほうの予特、決特についてもどの程度、あるいはどういう人が参加しているのか。要するに全員なのかという部分も含めて、調査もやっぱり必要なんじゃないかなと思しましたので、お話ししました。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。ございませんか。座長。

○伊藤座長

それぞれ御意見を伺って、私なりに感じたことをまず申し上げたいと思います。まず、会議の流れの中において、私からの提案というのは、皆さんの議論をまるっきり無視しているじゃないかというようなことには当たらないと。まず、このことを理解していただきたいと思います。

これは、皆さんの御意見を聞きながら、それぞれの立場、考え方は当然あるかと思えますけれども、そのことを前提にまず議論を進めていきますと、なかなかまとまるものもまとまらない、このような気が私は強くしています。特にこうした問題についてはそのような感が強いと思っていますので、考え方としては、鮮明にまず示したい。私のほうからはそのように思っているところであります。

それと、1日1常任委員会をそれぞれ別々に開くという御提案でありますけれども、確認をする意味であえて申し上げますが、多くの予算、決算の特別委員会を設け、そこで審査をして4日、5日かけているんでしょうか。ただ、その場合においては予算書の款、もしくは項、目ぐらいの範囲のやりとりというふうに、私なりの情報ですと、そういうことの情報を得ています。

そして、今度は、常任委員会に付託をされたものについては、1日か2日でそのところを議論しているという流れが果たして本当にいいのかというと、ドゥマンジュさんの御意見の中にありましたけれども、私ども調布市議会としては、長年の慣例の中で培ってきた大変素晴らしい審査の仕方ではないかなと思っているのは、常任委員会において、個別に備考にかかわるところまで細かく、それも数万円の事業まで説明をそれぞれ受けながら、そして詳細に質疑をしていくことが、私は最大、調布市議会の自慢すべき審査方法ではないかなと思っているところでございまして、となりますと、私から先ほど御提案申し上げましたとおり、従来どおりのことをお願いをしたい。

ただ、特別職の出席については、そういう形で皆さんの総意、もしくは理事者側の了解、そうしたものが取り付けられた段階では出席を求めることができることにしたいと。今までは、そうしたことが限定的に決まっていなかったということが私はかえって問題を深くしてしまったのかなと思っていますので、特別職の出席は、もちろん協議になりますけれども、求めれば委員会に出席を可能とするということも考えていますということ、理事者側から申し出があれば、特別職の委員会出席も拒むものではないという表現にさせていただいたところでございます。ぜひ、そうしたことから多くの御賛同をいただければと思っていますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今、1日1常任委員会の開催で、予算・決算特別委員会のほうまではまだ……

○川畑副座長

1日1常任委員会のことをおっしゃっています。

○大河委員

そのことも含めてという何か答弁ですけど。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

1日1常任委員会の開催を御希望なさっている皆さんに対して、私の所見を述べたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。——座長のほうから改めて提案がされました。今の座長の説明の提案のとおり御了承いただけますでしょうか。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

できません。それで、さっき小林さんのほうから最後に提案があったことについては一切触れられていないんですが、それはどういうふうに扱うんですか（「試行でしたっけ」「試行じゃない」「調査、調査」と呼ぶ者あり）。

○川畑副座長

調査の件もただいま小林委員からいただきましたので、これは調査をさせていただくということで、この件につきましては、本日の協議内容も含め、改めて協議させていただくということでよろしゅうございますか。林委員。

○林委員

そうすると、先ほどの座長提案を私どもは了承したというふうにお答えしたわけですが、この場ではペンディングして次回に持ち越すということですか。

○川畑副座長

今、座長提案に創政会、林委員さん、民主・社民の会、井上委員さんから賛成の御意見をいただきました。反対の御意思を雨宮委員さんから明確にいただいております。これは、

もう一度こちらに預らせていただきまして、再度、今までいただきました協議内容も含め次回に提案をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい、林委員。

○林委員

少なくとも座長提案の了承は、ここでぜひ取り付けていただきたいと思います。ただ、小林委員がおっしゃられた1日1常任委員会の調査については否定するものじゃないので、それは調査していただいて構わないと思いますけども、せっかくこの会議で結論を見出そうとしているときに、それだけをもって座長の提案を次回にペンディングすることについてはいかがなものかという姿勢を持っております。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

林委員さんの意見というのは大変重要な意見でありまして、それぞれの会派としての意思も含めて御判断をいただいているというふうに私は感じています。その中において、今までも幾つかの案件もそうでありますけども、そうした方向でぜひお願いをしたい、御理解ください、承服しかねるということも過去にも幾つか案件の中にもありました。そうしたことを勘案しますと、調査は調査として、後ほど調査をしてその結果はお示ししますけれども、今のこの御提案については、現行どおりの形で、そして特別職の出席については、先ほど説明したとおりの方法でということぜひ御理解いただいて、このことは前へ進めていきたいとお願いいたしますので、どうぞ御理解いただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

今、座長のほうから、改めてこの提案について前に進みたいという御提案がございました。私のほうで先ほど継続協議にしたいというふうに申し上げましたが、改めて、それをもとに、この協議について継続したいと思っておりますが、今、林委員さんからは明確に座長提案のほうでいきたい、井上委員さんから座長提案のほうでいきたい。ほかに雨宮委員さんのほうからは、これはできないという話もいただいております。小林委員さんからは、座長提案のほうでとりあえずよろしいということによろしゅうございますか。

○小林委員

結構です。

○川畑副座長

雨宮英雄議員。

○雨宮〔英〕議員

再度、今、座長のほうから御提案がありました。調査については別という考え方で、調査は継続するが、御提案については了承をとということで御提案がございましたので、私どもといたしましては、その御提案を了承するものであります。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。座長。

○伊藤座長

それでは、この1日1常任委員会開催、特別職出席につきましては、現行どおりとして、そして特別職の出席については、明確に出席規程を、先ほど申し上げましたように、理事者側から申し出があった場合、特別職の委員会の出席を拒むものではないという解釈のもとで運用していきたい、このことをお願いいたします。

なお、調査については、繰り返しになりますけれども、早急に調査をし、皆さんのほうには御提示を差し上げたい、このことでお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今、そういうお話がありましたけれども、議会の改革というのは不断の努力であり、ずっと継続していくというふうなお話を毎回聞いているように思います。

したがって、きょういろいろな議論をそれなりにしてきたり、試行もという話もあったわけですので、例えば現行ではとりあえずそういうふうにするにしろ、やはり研究課題としてよそのところがどうかということの調査をするのであれば、それはそれ、これはこれではなく、それを見た中で、今後、常任委員会が市民の人でも1日1委員会だったらみんな見に来て、同時ではできないという意味で言えば、開かれた議会という意味での貢献ができるわけですので、私は話し合った中で、継続してその問題についてかかわって研究していく必要のあるものもこれまでもあったと思います。そういった内容のことについて、結論が出たらそのことについては今後何もしないのか。それとも資料とか、いろいろ出てきたら今後折に触れて委員会のありようを見直したりする話し合いをするとか、そういったことについては、座長としてはどのような取り計らいをお考えなんでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

これは私、毎回同じことを繰り返し申し上げていると思いますけれども、議会改革はストップするものではありません。その都度、その都度、課題があった場合には、そうした課題解決に向けて、議会総意で議論をしていく、このことは大事なことだと思っていますから、それを真っ向から否定しているつもりは全くありませんので、改めて強調しておきたいと思います。

以上です。

○大河委員

ですから、今回のように、委員会のありようについて、こういう仕方もあるのじゃないかという意見があり、そのことについて、それなりに近隣市のことを調べるわけですから、その結果というものは、後日、何かの折にまた触れるということで捉えておいてよろしいということでしょうか。

○伊藤座長

基本的に、この御提案については、私が先ほど申し上げました方向性で進めていくということは今お願いをしたところであります。ただ、今後、改革の問題はこのことだけではありませんので、提案の中にもありますし、過去に提案をされた内容もそういう課題を含めているものも私はあると思っていますので、そうしたことについて、今後いろんな場所で協議をしていくことはお願いしたいと思います。

ただ、この代表者会議は来年の5月いっぱいをもって終了するというお約束のもとにスタートしている委員会でありますので、その期日を過ぎた後は、先ほど申し上げましたけれども、もちろん幹事長会議なり何らかのそうした協議をする委員会を立ち上げるならば立ち上げる。そうした中で議論をしていくという方向性は出していきたいと思っています。

以上です。

○大河委員

代表者会議のお尻の部分の期日の話は出る話ですが、申し送りということはあるわけですので、やはり期日を決めたら全て決着がつくかどうかということは、進んでいく中で見えてこないものも私はあるんじゃないかと思っていますので、何点か議論が尽くし切れなかったり、改善する必要性がもしかしたらあるのかもしれないというふうなことがあれば、そのことに対しての調査・研究的な内容のものができる場というものが今後出ていくための申し送りの機能というものは、代表者会議でも十分できるのではないかというふうに私は思いますので、課題整理という意味での最後の部分にもう一工夫していただきたいと、これは意見として申し上げておきたいと思います。

○川畑副座長

それでは、次に入りたいと思います。

次に、予算・決算特別委員会設置についての提案の協議に入ります。この件につきましても、前回御説明をいただいておりますので、御意見等から入りたいと思います。この件につきまして、御意見、御質問がございましたら挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

前の説明のときに発言で触れたかどうか曖昧な部分がありますので、予特、決特の具体的な議論の仕方、あるいは形のあり方について補足的にお話をしたいと思いますが、私、調布の今の常任委員会での予算、決算の審査のやり方は非常にすぐれていると思うんですよ。現行で。ただ、唯一と言ったら大げさなんだけど、大きな問題点というか、改善すべき問題は、歳入の部分が総務委員会でしか扱えない。特に国庫補助だとか交付金だとかという依存財源を持った事業の場合には、やっぱり所管の出のほうの現場の委員会でも出入りの問題があわせて議論されるようにする必要があるんじゃないかなというふうには思っているんですよ。

したがって、私は2階建てという言い方をしているんですが、特別委員会の総体はもちろん全会派で構成して、総括的な議論をやった後に、その下に今ある4つの常任委員会にそれぞれ歳入の議論も含めた審査ができるような組み立て方をしたらどうかなというのが私の持論というか、考え方なんです。それをもって2階建てというふうに言っているんですが、その点だけは補足しておきます。

○川畑副座長

小林委員、どうぞ。

○小林委員

よく他市でも予特、決特をやっている話を聞くんですけども、今お話しされたように、調布のやり方は非常にすぐれている。要するに、逆に言えば全員が予算、決算にかかわれることですぐれているという話だと思うんですね。

しかし、予特、決特を持っているところは、例えば単数会派というか、少数が出られないという話も聞いています。要するにいろんなやり方があるので、逆にどんなふうに行っているのかなど。全部知っているわけじゃないので、そういうこともあるし、逆に言えば今雨宮さんが言われたように、全員が予算、決算にかかわれる制度で非常にいいという部分もあるのであれば、このままでも私はいいかなと思っているんだけど、ほかの市ではどんなふうに行っているのか私も全部調べたわけじゃないし、近い方、狛江なんかを聞けば、少数会派、単数の方は入れないんですよみたいな話を聞くから、それでは今のほうがいい

んじゃないかなと。いろんなやり方があるんでしょうけど。この辺の調査も、もししているのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○川畑副座長

雨宮英雄議員。

○雨宮〔英〕議員

今おっしゃったのは、僕も全くそのとおりに実感をしているんですね。というのは、私どもの会派でこれをテーマとして出しましたのは、今の4常任委員会で予算、決算を審査しているやり方を、そのまま全体がわかるような、全員がかかわれるような形のことをイメージしてこういう項目を出していつているわけですね。

ただ、それはあくまでも所属の委員会が全てにはかかわっていないという人数的なものが片方であるわけで、そういう形があれば理想的なのかなというようなものも提案の理由の中にはあったんですね。その説明を高橋委員がしたかどうかというのは、その辺の引き継ぎはしていませんけれど、イメージ的にはそんな背景もあったということを申し添えますが、ただ、それが固定的にスライドして、そういう形が全部が全部とれるとは、よくよく考えてみれば、今度具体の話になったときというのはイメージどおりのものが進むとも限りませんので、その辺は、あえて言えば私どもの調査不足であり、共通の認識ということになれば、これからの調査が必要なのかなと今感じております。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

せっかくですから雨宮さんに御質問。私も現行の制度は、それぞれの所管が深く、細かく予算・決算審査ができるということで、他市に引けをとらないどころか、他市よりも一歩でも二歩でも進んだ部分はあるかというふうに思っております。

一方で、雨宮委員のおっしゃる歳入、入りと出の部分。たまたま雨宮委員も私も総務委員会ですから、歳入全般については見られますけども、それぞれの所管がやはり入りの部分も一緒に審査すべきではないかという考えはわからないでもないです。

ただ、総括的なそういう議論を予算特別委員会、決算特別委員会を設けるのか、それとも総括的なんだから、本会議場でもいいんじゃないかという議論にもなってくるんじゃないかなというふうにあえて思うんですけども、その辺についてはどういうふうに整理されますか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

本会議場で今までの例に倣えば、いわゆる上程時質疑ということになると思いますが、これはやってみるとわかるんですけど、なかなかプレッシャーがかかるもんなんですよ（笑声）。プレッシャーというのは、例えば時間の問題であるとか（「どこにプレッシャー」と呼ぶ者あり）、かかるんですよ。今度やってみてください。それはともかくとしても、とにかく上程時質疑というのは大きな制約があるわけですよ。だから、その中にまとめればいいんじゃないかという話になるかという、それは必ずしもそうじゃないと思うし、固有名詞の自治体名は言いませんけれども、例えばあるところでは議員全員が出席していて、会派なのか個人なのかちょっと忘れちゃったけど、1人の発言が3問とあったかな。3問でずっと1周するんですって。また往復で、その間はほかの議員はずっとただひたすら聞いているという話も聞いたこともあるし、そういう意味でいうと、さっきの狛江の話なんかもありますけども、多様なあり方が存在しているというのは事実だと思うんですよ。

だから、そういう意味で言えば現状がそれぞれどうなっているかということ进行调查した事実を踏まえて、じゃ、調布方式とも言うべき、よりすぐれた内容のものに発展させるというか、改善していくというのは、私はそれこそ調査、研究のテーマになり得るんだというふうに思っていますけどね。

だから、いきなりここで、じゃ、これでいかない、いくとかという話にしないで、やっぱり事柄の性質上、しかも予算、決算、特に予算の審査というのは、ある意味では地方議会にとって最大の重要課題じゃないですか。それで、いろんな皆さんから出されているように、いわゆる現在の調布方式のすぐれたところは生かしながら、それをさらに発展させる形としてはどんなものがあり得るのかという追求、探求をやってもいいのかなという気持ちは非常に強くあります。

○林委員

わかりました。私どもも確かに現状の予算審査、決算審査のあり方が100%ベストだというふうに常に思っているわけではなくて、やはり全体の総括的な質疑の場面があってもいいのかなというふうに思っている部分もあります。

先ほど1人会派の問題、1人会派の方々には全く何もありませんけれども、1人会派と少数会派の扱い方等々、他市の例等もあるようでございますし、本会議とのあり方、その辺ももう少し調べてみていかななくてはならないのかなというふうに思っておりますので、座長のほうに逆に御提案というか、お願いをしたいのは、ぜひ他市の状況等をもしお時間をいただけるのであれば調べていただいて、次回以降、協議、検討をさせていただければなというふうに思うところです。

○川畑副座長

大須賀委員、どうぞ。

○大須賀委員

私も予算・決算特別委員会の設置には関心を持っています。今、うちの常任委員会、4委員会に分割付託して合同開催して、かなり細かいところまで審査するというのは、私は非常にすぐれたことだと思っています。ただ、それに補っていかなきゃいけないのは、先ほど雨宮委員からありましたように、歳入については総務委員会しかやっていないこと。

それから、2つ目は、確かに特別職への質疑は本会議場でできますけども、やはり特別委員会という立場でかなり踏み込んでやるべき必要があると思ったのが2点目。

それから、3点目は、複数の委員会にまたがる案件がありますよね。例えば、ユーフォーと学童クラブをどうするか。私は個人的には一本化して効率よくするべきだと思っていますけども、この話が委員会で議論になると、ユーフォーは文教委員会、学童クラブは厚生委員会で、どうしても議論が進まないんですね。そのようなテーマを考えると、やはり予算特別、決算特別委員会を設置して、ただ、そこでは総括的もしくは政策的な大きなテーマで、市長もしくは教育長に聞くべきレベルのものに限定して聞いて、その後、4常任委員会に分割付託して、今までどおり審査をしていくという方法が、ある程度、調べる価値はあるかなと思っていますので、他市の事例も含めて調査いただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も今、大須賀委員さんもおっしゃっていましたが、予算、決算の中での政策に対して、超えた中での議論について、責任ある立場の人の見解をただすところがなかなか少ないという部分があるのと、やはり歳入の問題。特にこれから市税収入が減ってきている中で、タウンミーティングに出ていますけども、市民税しか書いていなくて、ほかの財源が明確でない、どうなっているのかというふうなやりとりも聞いております。やはりお金が絡んだ中でそれは一体やるべきなのか、やらざるべきなのかというふうな議論もセットしていかないと、真の面での審議にならないと思いますので、歳入を絡めた議論ができるような委員会のありようということをもう少し踏み込んで検討していくべきだというふうに思っております。ぜひこのことについてはもう少し時間をかけて、調査しながらよりいい方向、皆さんの意見を聞いていけば似たような方向性かとは思いますが、実質的な委員会として機能するようなことを考えていければというふうに思っていますので、ぜひ調べるの

と、私たちがその中からどう調布方式を提案できるかということだと思しますので、一緒に考えていければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

予算・決算特別委員会設置の御提案につきましては、それぞれ御意見を今伺っていました。基本的に26市の状況をまず調査という提案もありました。したがって、至急その調査をさせていただき、早い段階でその資料をお示しし、この議論に活用していただければと考えています。したがって、次回以降、このことについて御協議をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○川畑副座長

日程、協議の途中ではございますが、この協議は継続協議とさせていただきたいと思えます。前半の検討事項はここで終了させていただき、これから先は(6)に移りまして、議会基本条例についてを議題といたします。

前回までに資料50で条例の骨子(案)、資料54で条例(案)の第1章と第2章について座長から提案の説明がされました。

本日は、資料56として条例(案)の全文を配付してあります。最初に、座長から説明をお願いしたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、議会基本条例案につきまして、資料56をもとに説明させていただければと思います。

本日、資料56として、現在考えております基本条例の全文案をお配りしてございます。前回お配りした資料50の基本条例の骨子(案)と資料54の条例(案)の第1章と第2章では、全体像がわかりにくいということで、本日全文を作成しお配りしたところでございます。これは、現在における案ということでまず御承知おきしていただきたいと思います。

本日、条例案の全文をお示ししましたので、会派にお持ち帰り、御検討をお願いしたいと考えています。

今後はこの案をもとに、それぞれの章ごとに皆様方から御意見をいただきたいと考えています。

なお、今後の条例案の検討においては、付加したい内容や、あるいは修正したい御意見がある場合は、必ず代替案を示し御意見をいただきたいと考えています。

また、前回の御意見の中で、条例につきましては、法規的に上下の位置づけはなく、最高規範、あるいは最高規範性という位置づけにはならないという御意見がありました。

私の真意といたしましては、前回の説明に当たっても、条例間において、他の条例に優越するような条例は存在いたしません。そうした意味合いからすれば、これから検討しようとする議会基本条例は形式的意味において、最高規範ではありませんとはっきり申し上げており、その認識の上においては、議会関係条例、あるいは規則等、解釈運用においては、他の条例に特別の規定がない限り、この議会基本条例の趣旨、目的に沿って行わなければならない調布市議会の柱となるべき条例として検討してまいりたいと説明をさせていただいているところであります。

言いかえますと、議会にとって最も基本となる条例ということを御説明したものでございます。

したがいまして、資料50の骨子の案では、第10章に最高規範性という表現を使っておりましたが、資料56の全文の案では、条例の位置づけという表現に変更してあります。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長のほうから説明がありました。説明に対して御意見がございましたらお願いいたします。挙手にてどうぞ。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

この資料56に直接かかわってということでは必ずしもないんですが、前回のときに、例えば前回の議論で言えば決意みたいな、座長が語られた部分がありましたよね。それについて、文書としていただけるというふうに確認されていたように私は記憶しているんですが、それはどうなりますかね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのことについては、わかりましたという表現を私はしていないと思うんですよ。意見としては聞きました。ですから、わかりやすく言えば、今現在、それを手元に持っているわけではありません。要約筆記の段階でお配りできればとは思っていますけれども、いかがでしょうか。

○雨宮〔幸〕委員

私は、てっきり受けとめていただけたのかなと思って喜んでいたんですが、ただ、先ほどの議論で、今後についても要約筆記でという確認がされて、それはそれで今後の問題は

いいと思うんですが、この条例のいわば一番の前提になるというか、基本の基本になる発言ですから、それは要約でなくて、全文起こしてもらって、こういう言葉も余り使いたくはないんですが、可及的速やかにぜひ各委員に配っていただくように、これは強く要請をいたしますが、いかがでしょうか。

○伊藤座長

別に隠すつもりでもありませんし、いずれは議事録が出ますから、これは別に、すぐに出す状況をつくれという考えであれば、皆さんが総意でそれが必要だということであれば、私はすぐに出す用意はございます。いかがでしょうか。

○雨宮〔幸〕委員

ぜひ。

○伊藤座長

1会派の方しか発言ないんですけども、それでいいんですか。

○雨宮〔幸〕委員

今、振られたから。私はさっき自分の思いは言ったから、ぜひ出してほしいと、これは繰り返しですけど、そういう要請です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も前回お話ししたときに、前文というのはすごく思いの入っているあれだから、それはみんなでしっかり考えていくべきじゃないかという発言をしたときの最後に、今、その思いを座長のほうがお話をされたので、それを受けとめながら、自分たちで、じゃ、もっとこういう言葉がとか、そういう話をしたと思いました。当然、雨宮委員の発言もあったので、そういう意味もあって、今回、座長の議会基本条例に対する基本的な思いというか、その考え方、この間お話をされたことが提示されて、それをみんなが、じゃ、自分たちでもっとこんな言葉とか、そういう話をきょうするのかなと思って実際出席したわけですので、そういう意味では、出てきた全文というのとお聞きしていた話とちょっと違うのかなというふうなのと、今の話もまたちょっと。

私は多少メモをとりましたので、そのときの話からすれば、最高規範ではないが、実質的には最高規範になり、その趣旨にのっとってやっていく柱となる条例だというふうなことを力強くおっしゃっているわけでございますので、それが本当に思っていた真意ではないのかなというふうに思っていますから、正直、出されている条例（案）の全文を見て、そうかなというふうに感想を持っております。

○川畑副座長

ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

最高規範性というところが基本となる条例というふうには変わっていますよね。そうした点からも、もし出していただけるなら、全文と前に座長がおっしゃったことがどのように変わっているのかということが見られるんでしたらばぜひ出していただきたいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今の表現に変わってきたところという表現がありましたけども、決して基本的には変わっておりませんので、それはまず御理解ください。ただ、表現の中で誤解を招くようなところがあったかもしれない。ただ、基本的には、優越するというものは条例の中にはないわけですよ。やはりその部分において、最高規範という表現が1つの表現でいいのか、もしくは議会の基本となる条例という形で表現したほうがいいのか。それも皆さんの意見から私は判断しながらきょう皆さんにお願いした内容になったということでもまず御理解いただきたいなと思っています。

○ドゥマンジュ委員

確かに、私も少しメモしたのを見ますと、前のときに座長がおっしゃったのは、形式的意味においては最高規範ではないけれども、実質的な意味においては最高規範であるというふうにおっしゃっていたと思うんですね。そのように押さえられていたので、その大事な部分がこのように変わったということですので、ほかのところもどう変わったかということではないんですけども、出していただけるならば、それはやはり出していただければと思います。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。――それでは、条例案の第1章から順次御意見をお伺いさせていただきますと思います。

○伊藤座長

全体的にまだこれはあれだろう。会派に。

○川畑副座長

先ほど座長からありましたように、会派に一度持ち帰っていただいて議論をしていただくという方向性でありますので、その旨はよろしくお願い申し上げます。小林委員。

○小林委員

これは配っていただけますでしょうか。

○川畑副座長

机の上に、各議員さん……

○小林委員

全員行っているんですね。

○川畑副座長

はい。

○小林委員

わかりました。

○川畑副座長

よろしいですか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

持ち帰り、次回から話し合われると思うんですけれども、かなり膨大な量ですよ。それで、一つ一つ言葉もしっかりと精査して進めていかなければいけないと思いますので、どういうふうに進めていくのか、章を区切って進めるのか、全体について意見を求めるのか、その辺はどのようにお考えですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほど少し話が出ましたけれども、できれば章ごとに精査を皆さんでしていただければと。もしくは御意見をいただければ。御意見をいただく場合、もし対案ということで出させていただければ、なおその辺は議論が進んでいくんじゃないかと。ただ、この部分はこう思うけれども、私はわからない、のめないというようなところだと議論が前に進みませんから、必ず対案をお願いしたいということでございますので、ぜひその辺も各会派のほうで煮詰めていただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

これも質問なんですけど、この条例そのものの条例案の議論と、きょうも幾つか残りましたけれども、こっちの検討・協議事項の相互の関係というのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。この中にかなり盛り込まれているものがこっちの協議事項の中に出

てきているから、その関係をはっきりさせておかないと、あのとき済んだんじゃないかみたいな話になっちゃうと、後々いろいろ問題が起きないかなというふうに懸念をしていますので、その辺を整理してください。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それは今後の議論という、今残っているものということでいいですか。

○雨宮〔幸〕委員

このリストが120何項目かありましたよね。前回とか前々回のときに一覧表を出してもらって、あとまだ40数項目残っていますよということは確認されていると思うんですね。それについては、きょうも前半でやったように、着実に協議していますよね。そこに残された協議事項の中に含まれているものが条例案の中に入り込んでいる。しかも、かなり重要な問題で条例案に入り込んでいるのが幾つかあるなというふうに、私、ぱっと眺めた感じですけども感じたんですね。だから、その議論の仕方をよく整理しておかないと、残された検討・協議事項や今までの協議の中で済んでいるんだという話でここに取り込まれちゃうと、ちょっとどうなのかなという心配があるんですね。

例えば、きょうの18回の会議日程のレジュメというか、このペーパーで、2の検討・協議事項のうちの(1)は、きょう継続も含めて大体終わりましたよね。あと、委員長報告についてであるとか、特に(3)の議員定数の削減なんていうものもあって、条例案の中で議員定数についてどうするかという定めが条文としてあるんですね。そうすると、じゃ、こっちでまだ条例が成立していないのに、定数削減の問題だけ先に行っちゃうのかよみたいな話が、ほかにも幾つかあるんじゃないかと思うんですよ。

○伊藤座長

それは御指摘のとおりで、ですから当然、章の段階では、もう少し先の章でそれは示しています。その段階になるまでに、前段で皆さんとの協議を進めていかなければならないということを今までもお願いしてまいりました。ですから、ぜひそうした意味合いからしても、1つの事案について、簡潔に、すぐに結論を出してくれという言い方はしませんけれども、なるべく早く1つずつ方向性を示していくということにおいては、この条例の説明、または意見交換に入る前には必ず、恐らくそれまでにはその議論をしていかなきゃいけないと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

○雨宮〔幸〕委員

今の座長のまとめというか、発言でわかりましたけども、とにかく慎重にというふうに

思います。

○伊藤座長

それにおいては、きょうは大体予想時間は、前半の時間とこの条例案を皆さんに説明した中において、そしてお持ち帰りいただくという時間配分を考えてこのぐらいの時間だというふうに設定をしていますが、今後は、前にも申し上げましたように、時間がかかり押しつけて議論をするということもありますので、その辺はぜひ御理解、そして御協力をいただきたい、このことをお願いしたいというふうに改めて申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

前というか、そんなに前ではなく、資料50というのは10月22日に出されていると思うんですけど、議会基本条例の骨子（案）の中に、例えば第4章のところに、一問一答のほかには反問権というのが入っていますけれども、それについて、今回のこの中には入っていません。でも、それを提案された会派もあったり、話としてはペンディングになっている部分があると思いますけど、そういうものは、例えば提案した会派の人がそこになればやはり入れるべきじゃないかということの提案をして、そこの中で議論して進めていくということなんですか。ちょっとわからないので教えてください。

○伊藤座長

案件は個々に申し上げませんが、全体を通してこうしたことが条例の中に必要ではありませんかというような提案は、全体の中では、当然議論として出てくるものだと思いますよ。それは個々の案件別、またはトータル的な中身も含めて、そういう議論もしていただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、皆さんの御議論により、本日の会議時間がなくなってまいりました。つきましては、次回の代表者会議で残った協議事項、検討事項は協議していきたいと思っております。御了承いただきたいと思います。

日程の3に入ります。

その他でございますが、次回代表者会議の今後の日程についてであります。次回、第19回代表者会議は11月14日水曜日午前10時から、ここ全員協議会室で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、座長のほうから何かございますか。

○伊藤座長

特に。

○川畑副座長

それでは、傍聴の皆様には、感想などがございましたら、配付してあります用紙に御記入いただければと思っております。

以上で本日の予定していました日程は終了いたしました。それでは、これにて終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後3時50分 散会